

新旧合同運営委員会

- ◇日 時 4月25日（金）19:00～20:00
◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂
◇出 席 者 運営委員 41名
◇審議内容 (1) 各委員会（広報、交流、経営、技術）引継ぎ事項について
(2) AMS山梨青年部の集いについて
(3) 次年度の青年部役員等（正副部長・委員会・本会理事等）の選出について
(4) 運営委員会の開催について
(5) その他

=お知らせ=

令和7年度『不正改造車を排除する運動』について

令和7年6月1日（日）～6月30日（月）の1ヶ月間は

「不正改造車排除強化月間」

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省の通達がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。令和7年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動に、なお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえ、ご協力をお願いします。

なお、会員の皆様に配布しております本運動のポスター及び不正改造車排除マニュアルにつきましては、完成次第配布します。

【目的】

我が国の自動車保有台数は、令和6年12月末現在で8千万台を超えており、自動車は国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は2,663人、負傷者数は約34.3万人と、依然として多くの方が事故の被害に遭われている。

このような状況にあって、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造を施した自動車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められている。

このため、自動車関係団体等の協力を得つつ、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し国民の不正改造排除の意識を高めることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。その際、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図っていく。

【実施事項】

1. 重点排除項目

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

3. 地方独自排除項目

各地方運輸局及び各運輸支局は、上記1及び2の排除項目のほか、地域の事情や要請を考慮した地域独自の排除項目を設定するよう努めるものとする。

4. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し不正改造車の排除に努めるとともに、不正改造車排除マニュアル等を活用して下記事項を実施して下さい。

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
 - ・適正な整備・改造の推進
 - ・従業員に対する指導等
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等
 - ・不正改造車に関する情報等の提供
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等
 - ・自主点検の実施

マイカ一点検キャンペーン・スローガンの決定について

標記キャンペーン・スローガンの募集につきましては、全国から 12,361通の応募があり、選考会にて厳正なる審査を行った結果、下記のスローガンが令和7年度のキャンペーン・スローガンとして決定しましたのでお知らせします。

《スローガン》

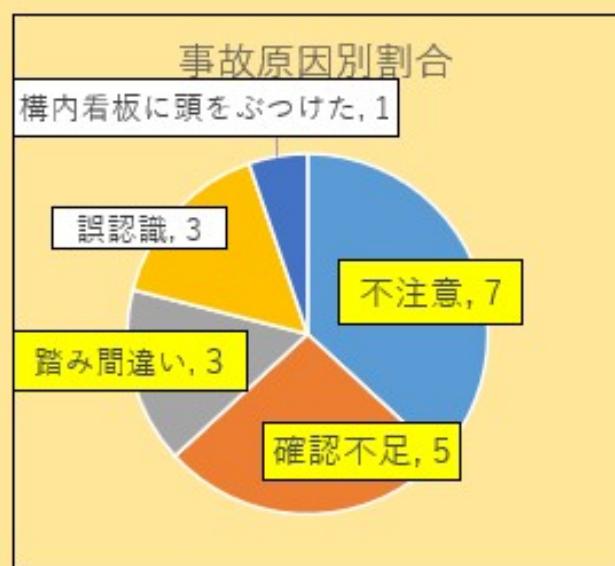
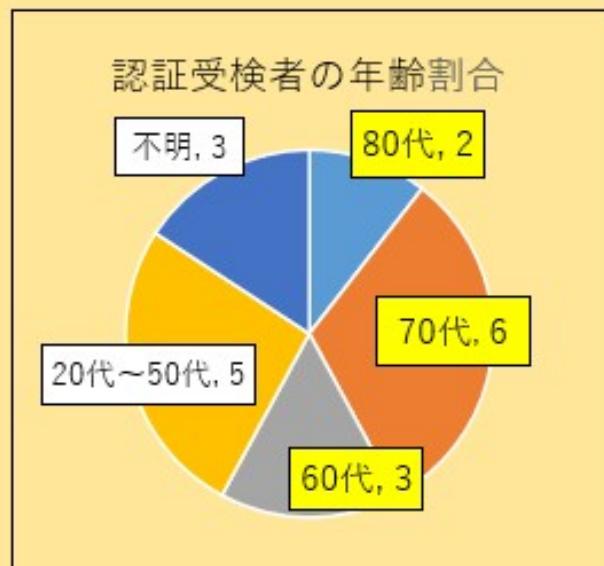
「元気かな 愛車の返事は 点検で」

軽自動車検査協会からのお知らせ

認証工場の受検者の皆様へ 検査場での事故にご注意ください。

令和6年度は軽自動車検査協会の全国の検査場におきまして
来場者の方の操作ミス等が原因の事故が37件発生しました。

その内、約5割に当る19件が認証工場の受検者による事故
となっており、その中でも60代以上の方の事故件数が11件
と最も多く発生しております。



認証工場の受検者による事故原因については、慣れや注意散漫による不注意、確認不足及び踏み間違いによる事故が15件となっており、

- ・ 車両を移動する際の前方不注意や車両の操作ミス
- ・ 待機列や検査機器進入時の発進又は停止しようとした際にブレーキとアクセルの踏み間違い

により発生しております。

車両の移動及び操作する際は、周囲の状況をよく確認して、焦らず、落ち着いて確実な車両の操作をお願いします。

軽自動車検査協会では、令和6年度の構内事故件数を踏まえ、**令和7年5月1日～30日を構内事故防止強化月間**と定め、構内事故防止に努めて参ります。

月間中はワッペン着用、ポスター掲示、当協会ウェブサイト及び検査予約ページへの掲載により周知して参りますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

構内事故防止強化月間 - 令和7年5月 -



構内駐車場に停車し、書類を確認していたところ、ギアを戻し忘れ施設に衝突。



BSHテスターの停止位置に合わせようとした際にペダルの間に靴が挟まり、制御室等に追突。



駐車場へ後退して停車させる際に、案内看板に気づかず看板に衝突。



待機列にて、前の車両に続ぎ前進した際にペダルを踏み間違い、他の受検車両及びフェンスに衝突。

焦らず、落ち着いて
確実な操作を！！



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization